蒲郡市自主防災組織設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第5条の規定 及び蒲郡市地域防災計画に基づき、地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震 等の災害から保護するため、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災活動を 行うことを目的とし、自主防災組織(以下「組織」という。)の設置について、必 要な事項を定めるものとする。

(防災活動)

- 第2条 組織は、前条の目的を達成するため、次の防災活動を行うものとする。
 - (1) 火災その他災害の予防
 - (2) 防災に関する知識の普及
 - (3) 防災活動に必要な資機材の整備等
 - (4) 防災訓練の実施
 - (5) 災害発生時における初動対応及び避難所の運営
 - (6) その他組織の目的を達成するために必要な活動 (規約)
- 第3条 組織は、その円滑かつ適正な運営を期するため、次に掲げる事項を規約に 定める。
 - (1) 目的
 - (2) 事業
 - (3) 役員
 - (4) その他必要な事項

(構成等)

- 第4条 組織は、総代区内にある全世帯をもって構成するものとし、その名称は、自主防災会という文字にその置かれる総代区等の名称を冠したものとする。
- 2 組織には、会長その他必要な役員を置く。
- 3 組織内には、常会ごとに活動隊を置くものとし、その名称は、隊という文字に その置かれる常会等の名称を冠したものとする。
- 4 前項の活動隊には、隊長、副隊長その他必要な隊員を置く。 (隊の合併)

- 第5条 前条第3項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、隣接常会と合併して隊を構成することができる。
 - (1) 常会の世帯数が30未満の場合
 - (2) 前号の場合を除き、合併後の世帯数が100を超えない場合 (役員)
- 第6条 組織の役員は、次に掲げる者とする。
 - 会長は、総代とする。
 - (2) 副会長は、副総代とする。ただし、副総代以外の者についても、会長が適当と認める場合は、副会長とすることができる。
 - (3) 隊長及び副隊長は、常会長又は総代区の常会の推薦に基づき、会長が選任する。

(災害時の活動)

- 第7条 組織は、構成する地域内に災害が発生した場合又は発生するおそれがあり、 市長から要請があった場合、必要な防災活動を実施する。
- 2 防災活動は、隊員が協力して安全の確保に努めるとともに、災害の状況により 危険となった場合は防災活動を停止し、直ちに安全な場所に避難する。

(活動報告)

第8条 防災活動を実施したときは、速やかに防災活動報告書(別記様式)により 市長に報告するものとする。

(連絡協調)

第9条 組織は、防災活動を円滑に推進するため、常に防災を所管とする市の部局 (以下「防災部局」という。)と連絡を密にして組織の運営にあたる。

(訓練等)

- 第10条 組織は、大地震等の災害に備え、防災訓練等を随時実施する。
- 2 防災訓練等を実施しようとするときは、蒲郡市防火防災訓練災害補償等要綱(昭和56年4月1日施行)に規定する防火防災訓練実施届により、市長に届け出る ものとする。
- 3 防災部局は、組織が行う防災訓練等の内容及び規模等に応じて指導にあたる。 ただし、防災訓練等が重なる場合は、前項に規定する届出が先に提出されたもの を優先するものとする。
- 4 防災訓練等は、年1回以上実施することとし、その実施単位は小学校区又は組

織とする。ただし、組織又は隊は、必要に応じて実施単位を変えることができる。 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。
 - (蒲郡市自主防災組織運営要綱の廃止)
- 2 蒲郡市自主防災組織運営要綱(昭和55年4月1日施行)は、廃止する。附 則

この要綱は、令和5年2月14日から施行する。

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

組織名 氏 名

防災活動報告書

このことについて、下記のとおり防災活動を実施しましたので報告します。

記

- 1 日 時 年 月 日 (曜日)

 時 分から 時 分まで
- 2 場 所
- 3 内 容
- 4 人 員